## 岡垣町ホームページ広告掲載規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、岡垣町公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)の広告掲載に関し、岡垣町広告掲載要綱(平成19年2月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。 前項の規定にかかわらず、広告主がホームページのトップページ以外のページへ広告を 掲載しようとする場合、町長が特別と認めるときは、広告を掲載することができる。

(広告の枠数、掲載料、規格及び制限)

- 第3条 掲載する広告の枠数・掲載料及び規格は、次のとおりとする。
  - (1)トップページにおける広告枠数は、8枠とする。
  - (2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

## ア 掲載料金

| 1 枠 | 1ヶ月 5,000円(税込み) |
|-----|-----------------|
|     | 1年 50,000円(税込み) |

- イ 規格 1 枠につき縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル 、5 キロバイト以内、GIF 形式 とする
- ウ 制限 Java 及び JavaScript を使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

#### (広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月単位とし連続する掲載期間は最長1 年とし、更新を妨げない。

## (広告期間内の障害の発生等)

- 第5条 広告期間内に、町サーバー等のメンテナンス以外の理由で24 時間以上ホームページを閉鎖したときは、閉鎖時間24 時間を1日として、広告期間の延長を行うことができる。
  - 2 前項の場合において、閉鎖時間が 24 時間に満たないとき、町は責任を負わないものとする。

# (掲載の申込)

第6条 申込者は、岡垣町ホームページバナー広告掲載申し込み(様式第1号)により、申 し込むものとする。

#### (広告主の決定等)

第7条 町長は、前条の申込書を受け付けたとき岡垣町広告掲載要綱第9条第3項の規定に 基づき掲載の可否を審査するものとする。

- 2 1つの枠に対し2者以上の広告掲載希望者があった場合は、掲載希望月数の多い者を優先することができる。
- 3 広告掲載希望者の数が第3条に規定する枠数を超えるときは、バナーの増設により広告掲載を行うことができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、町が指定する期日までに、納付しなければならない ものとする。

(掲載料の還付)

第 10 条 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により、バナー広告掲載を取り消したときの広告掲載料は、当該広告主に還付する。

(掲載の取り消し)

- 第14条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。
- (1)指定する期日までに掲載料の納入がないとき
- (2)指定する期日までにバナー広告データを提出しないとき
- (3)掲載決定後、そのバナー広告掲載が適切でない事象が発生したとき

## 附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する